

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名、公開しないこととした部分及び公開しないこととした理由（不存在の場合は保有していない理由）	(く) 審査請求日	(け) 審査請求人の主張			
									(こ) 実施機関の主張			
1	平成29年度 諮問受理第1号	平成29年5月 9日付け大福 社第387号	平成29年2月14日	心身障がい者リ ハビリテーショ ンセンター（以 下「リハセン」 という。）が保 有する審査書。 ただし、A委員 （視覚）が署名 押印したものす べて。	福祉局心身障 がい者リハピ リテーション センター相談 課	平成29年2月 27日付け大福 社第3820号に よる非公開決 定	【公開請求に係る公文書を保有していない理由】 A委員については、平成15年8月1日から平成24年11月30日まで大阪市社会福祉審 議会障害者福祉専門分科会審査部会委員の委嘱期間があったが、出席者や開催日、 審査件数等を記録した議事録を平成23年11月開催分より作成しており、審査書につ いては平成23年度からはその決裁の添付文書として10年保存の「社会福祉審議会障 害者福祉専門分科会審査部会関係書類（平成26年度より「判定関係書類」）簿冊に綴 じられているが、平成22年度までは、3年保存の「障害福祉関係雑書類」に関連文書 として綴じていたため、平成22年度以前の審査書については既に保存簿冊が廃棄さ れており、また、任期中の平成23年4月から平成24年10月の審査書は存在するもの A委員は審査部会に参加していなかったため、A委員が署名、捺印した平成23年度以 降の審査書もなく、当該公文書については、実際に存在しないため。	平成29年4月18日	「...議事録を平成23年11月開催分より作成...」、「審査書については...平成22年度までは3年保存の障害者福祉関係雑 書類に...綴じているため...」とあり、根拠を示すことができない不正な理由で「不存在」としたこと。規則等に違反して いる、又、請求文書を隠している疑いがある。	審査請求人は、偶数月に開催される第2審査部会（視覚障がい）で作成された審査書のうち、平成15年8月1日から平 成24年11月30日まで委嘱期間のあったA委員の署名と捺印のある審査書の公開を求めている。 審査書は、審査決定通知書を区役所に送付する事務の取り扱いを変更した平成23年度以降については、審査決定通知書 の送付に関する決裁文書に添付されており、保存期間が10年の「社会福祉審議会障害者福祉専門分科会審査部会関係書 類」（平成26年度よりは「判定関係書類」）に綴じられているため存在するが、平成22年度以前は保存期間が3年の「障 害福祉関係雑書類」に綴じられていたため、既に廃棄されており、存在しない。 また、平成23年4月からA委員の任期中に開催された平成24年10月までの第2審査部会（視覚障がい）にA委員は参加し ておらず、A委員が署名、捺印した審査書が存在しなかったことから本件決定を行った。 なお、平成22年度以前に審査書が「障害福祉関係雑書類」に綴じられていたことは当時の担当者に確認した事実であ り、保存期間が3年であったため実際の簿冊も文書管理システムの簿冊登録も廃棄されているが、審査請求人の主張す るような特定すべき文書を隠している事実はなく、不正な理由もない。		
2	平成29年度 諮問受理第16号	平成29年12月 6日付け大福 社第2977号	平成29年9月11日	H29.9.1付大北 福第505号で公 開された2案件 についてリハセ ン審査部会に関 する議事録。リ ハセン保有分につ いて	福祉局心身障 がい者リハピ リテーション センター相談 課	平成29年9月 25日付け大福 社第2068号に よる公開決定	【公文書の件名】 平成29年9月1日付け大北福第505号で公開された ・平成23年11月24日付け異議申立の審査を行った大阪市社会福祉審議会身体障害者 福祉専門分科会審査部会に係る平成23年12月分議事録 ・平成24年7月27日付け異議申立の審査を行った大阪市社会福祉審議会身体障害者 福祉専門分科会審査部会に係る平成24年8月分議事録	平成29年10月30日	公開された「平成23年12月審査会議事録」の視覚の委員はB委員1名だがH28.12.13付大福社第2934号（以下「別件公 開決定」という。）で公開された同じ議事録にはB委員・C委員の2名である。この不正が悪質な偽装であること及び事実 が何かの確認を求め。議事録については、作成を定めた規定等があるが平成23年11月までは作成していないとのこと。審 査書についても10年保存であるが平成22年度までは3年保存としていたため、廃棄したとのこと。これらのことは都合の 悪い文書は偽装又は存在しない事にする悪質な隠ぺい対応である。	1 審査請求の趣旨 別件公開決定における公開文書と(き)欄に記載の公文書（以下「本件文書2」という。）には、いずれも平成23年12 月審査会議事録が含まれているが、別件公開決定における公開文書には第2審査部会（視覚）の出席者は「B委員、C委 員」と記載があり、本件文書2では、第2審査部会（視覚）の出席者は「B委員」と記載されている。このことについて 審査請求人は、同じ平成23年12月審査会議事録であるにも関わらず、出席者の記載が異なっている原因の確認を求めている。 また、審査部会の議事録について作成を定めた「審議会等の設置及び運営に関する指針」があるが、平成23年10月まで 議事録を作成していないことと審査部会において事務局が等級認定についての審査委員の意見を記載し審査委員より署 名、捺印を受ける「審査書」について、現在は10年保存であるが、平成22年度までは3年保存であったことについて、 審査請求人は都合の悪い文書は偽装又は存在しない事にする悪質な隠ぺい対応であると訴えている。	2 内容の異なった文書となった理由 実施機関では、審査部会が開催される月ごとに日時や場所、出席者や件数を記載したものを審査会議事録として平成23 年11月開催分より作成しており、各審査部会における障がい等級にかかる審査結果を審査決定通知書として各区役所に通 知する際の決裁に添付している。作成された審査会議事録については庁内情報利用パソコンにワードファイルでデータ保 存している。 平成23年12月審査部会議事録は文書管理システムに保管されている決裁に添付されていることから、公文書の公開請求 に対して、上書きが不可能な文書管理システムから出力された審査部会議事録を公開するべきであった。しかし、文書管 理システムに保管されている審査部会議事録と庁内パソコンに保管されている同年同月の議事録が同じ内容のものである と思ひ込み、他の月の議事録を作成する際などに上書き保存をされてしまったことに気が付かないまま、庁内パソコン に保管されていた議事録を印刷し、内容の確認も十分に行わないまま請求人に公開してしまった。 適切な事務処理ができておらず、審査請求人に不信感を抱かせてしまったことは反省すべきところではあるが、審査請 求人が訴える文書の偽装を意図したものではない。 本件審査請求を受けて、請求人に対しては、平成29年11月7日に、別件公開決定にかかる公開文書については誤りであ る旨謝罪のうえ、本請求で公開した公文書にて公開の再実施を行っている。またその際、これまで委員の委嘱にかかる決 裁文書などを公開した際に繰り返し説明しているとおり、誤って公開した文書に記載されているC委員は、その時点では まだ委嘱もされていない委員であることから、文書の内容は全くの誤りであり、隠ぺいする意図などないこと、平成23年 12月に出席していた委員はB委員1人であったことについて説明を行っている。	3 議事録と審査書について 審査部会は個人情報を取り扱うため、非公開の会議であり、個々の委員の発言の要旨等の会議録を作成していなかった が、審査の件数等審査部会の議事要旨については、平成23年11月より審査会議事録として作成している。 また、審査書は、審査決定通知書を区役所に送付する事務の取り扱いを変更した平成23年度以降（平成23年4月から平 成23年10月までの審査書については年度途中で簿冊を変更している。）については、審査決定通知書の送付に関する決裁 文書に添付されており、保存期間が10年の「社会福祉審議会障害者福祉専門分科会審査部会関係書類」（平成26年度より は「判定関係書類」）に綴じられているため存在するが、平成22年度以前は保存期間が3年の「障害福祉関係雑書類」に 綴じられていたため、既に廃棄されており、存在せず、審査請求人の主張するような都合の悪い文書を存在しない事 にする悪質な隠ぺい対応をした事実はない。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名、公開しないこととした部分及び公開しないこととした理由（不存在の場合は保有していない理由）	(く) 審査請求日	(け) 審査請求人の主張
									(こ) 実施機関の主張
3	平成29年度 諮問受理第21号	平成30年 1月25日付け大福祉第3577号	平成29年11月1日	身障手帳交付申請に係る審査部会（全障がい）に関する議事録と審議要旨。ただし、福祉局保有分のすべて。	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課	平成29年11月13日付け大福祉第2715号による公開決定	【公文書の件名】 身体障がい者手帳交付申請に係る大阪市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会に関して、審査部会の事務局であるリハセンが保有する議事録、審議要旨のすべて。（平成23年11月分から平成29年9月分）	平成29年12月25日	<p>(1)不服申立案件が確認できる議事録の公開(保有分すべて)を求める。 (2)これまでに開示・公開した議事録が不正であることの確認を求める。</p> <p>H29.11.13付大福祉第2715号で公開された議事録(平成23年11月分から平成29年9月分)のうち「平成23年12月審査会議事録」の5.諮問内容及び答申の中の視覚のみが「25件+不服1件=26件」となっている。しかし、他の議事録・他の障がいには不服申立てでない案件の件数のみであり「+不服 件= 件」の記載がなく、不服申立案件の諮問・答申の件数が確認できない。しかし、私の不服案件に係る議事録の開示請求に対するH29.9.7付大福祉第1890号部分開示決定通知書での開示文書にも「25件+不服1件=26件」とあり、リハセン担当者からも「不服1件」は私の案件であり、不服案件はこのように表示しているとの口頭説明を受けている。 以上のことから、公開・開示された議事録のすべてが不服申立案件について改ざん・偽装された不正なものである。</p> <p>1 本件請求に対して本件決定を行った理由 本件文書は、平成23年11月から平成29年9月までに開催された審査部会の議事の概要を月ごとにまとめて記載したもので、リハセンが各区役所へ身体障がい者手帳交付申請の認定結果を送付する際の決裁文書に添付しているものである。本件文書には、審査部会の名称、日時、場所、出席者並びに諮問内容及び答申が記録されており、本件文書は請求の主旨に沿ったものであると考える。 2 審査請求人の主張 審査請求人は、公開された議事録のうち「平成23年12月審査会議事録」の「5.諮問内容及び答申」の視覚障がい認定に係る諮問及び答申について、「25件+不服1件=26件」と障がい認定の件数と認定された等級に対する不服申立てに係る審議件数の合計であることがわかるように表記しているが、他の月については不服申立てに係る審議件数が表記されていないとして、公開した議事録のすべてが不服申立案件について改ざん・偽装された不正なものであると主張している。 しかしながら、本件文書は、障がい認定に係る審査決定通知書を区役所に送付する決裁の添付資料として当月の審査部会の障がい認定の件数等をまとめて記録した文書であり、一方、不服申立てに係る答申を区役所に送付する際に別途決裁を行っていることをふまえると、そもそも不服申立てに係る審議件数は、本件文書に記載する必要はなかったものである。そのため、平成24年1月以降の議事録には不服申立てに係る審議件数を記載せず、障がい認定の件数のみ記載する方法をとったものであり、審査請求人の主張するような改ざんや偽装などはない。</p>
4	平成29年度 諮問受理第29号	平成30年 3月13日付け大福祉第4318号	平成29年12月26日	議事録とその決裁文書。ただし、身体障がい者手帳交付申請で不服申立あった案件について、H23,24年度開催分で福祉局保有分。	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課	平成30年 1月25日付け大福祉第3571号による部分公開決定	<p>【公文書の件名】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年4月19日決裁の「身体障害者福祉専門分科会審査部会（肢体不自由）にかかる異議申し立てに対する答申について」の決裁文書（肢体不自由）</li> <li>平成23年7月19日決裁の「身体障害者福祉専門分科会審査部会に係る異議申し立てに対する答申について」の決裁文書（ぼうこう・直腸機能障がい）</li> <li>平成23年9月5日決裁の「身体障害者福祉専門分科会審査部会に係る異議申し立てに対する答申について」の決裁文書（肢体不自由）</li> <li>平成23年10月5日決裁の「身体障害者福祉専門分科会審査部会に係る異議申し立てに対する答申について」の決裁文書（肢体不自由）</li> <li>平成24年2月3日決裁の「異議申し立てに対する答申について」の決裁文書（視覚障がい）</li> <li>平成24年4月30日決裁の「異議申立に対する回答について」の決裁文書（肢体不自由）</li> <li>平成24年6月18日決裁の「異議申立に対する回答について」の決裁文書（肢体不自由）</li> <li>平成24年7月23日決裁の「異議申立に対する答申書の送付について」の決裁文書（肢体不自由）</li> <li>平成24年9月24日決裁の「身体障害者福祉専門分科会審査部会に係る異議申し立てに対する答申について」の決裁文書（じん臓機能障がい）</li> <li>平成24年9月27日決裁の「身体障害者福祉専門分科会審査部会に係る異議申し立てに対する答申について」の決裁文書（心臓機能障がい）</li> <li>平成24年10月16日決裁の「身体障害者福祉専門分科会審査部会に係る異議申し立てに対する回答について」の決裁文書（視覚障がい）</li> <li>平成25年1月8日決裁の「身体障害者福祉専門分科会審査部会に係る異議申し立てに対する答申について」の決裁文書（肢体不自由）</li> <li>平成25年2月28日決裁の「身体障害者福祉専門分科会審査部会に係る異議申し立てに対する答申について」の決裁文書（小腸機能障がい）</li> </ul> <p>【公開しないこととした部分】</p> <p>個人の氏名、住所、生年月日、年齢、性別、印影、区役所名、区役所名が特定される大阪市職員の氏名、印影、電話番号及びFAX番号 個人の身体に関する情報、個人の権利や利益を害するおそれのある情報 審査委員及び医師の署名、印影</p> <p>【上記の部分を開示しない理由】 大阪市情報公開条例第7条第1号に該当（説明） 上記の情報については、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。 （説明） 上記の情報については、個人の心身の状況や医師の診断に係る情報であって、特定の個人を識別することができないが、これを公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 （説明） 上記の情報については、個人に関する情報であって、これを公開することにより、偽造あるいは転用が可能となることから、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウにも該当しないため。</p>	平成30年2月14日	<p>請求した文書（議事録とその決裁文書）の公開決定を求める。なお不存在の場合は、不存在による非公開決定を求める。 公開された文書が請求した文書でない。</p> <p>審査請求人は、「請求した文書（議事録とその決裁文書）の公開決定を求める」「公開された文書が請求した文書ではない」と主張しているため、以下文書の特定について説明する。 障がい等級の決定に対する不服申立てに係る審査部会の答申に際して、リハセン内において決裁を行った後、区役所に対して答申文書を送付している。この答申文書は審査部会で審議された内容に基づき事務局が作成したものであり、同事務局では審査部会で不服申立てに係る諮問案件を審議した際の議事録を作成していないため、審査部会の答申文書を本件請求の議事録であると誤解して本件決定を行ったものであり、(き)欄に記載の公文書は請求の主旨に沿ったものであると考える。 また、その他に同事務局では各区役所へ身体障がい者手帳交付申請の認定結果に係る通知書を送付する際にも決裁文書を作成しており、その決裁文書に当該月の各審査部会の名称、日時、場所、出席者、諮問内容及び答申を記録した議事録（議事要旨）を添付しているが、この議事録には不服申立に関する議事は記載されていない。（ただし、平成23年12月審査部会分のみ当該議事録の審議件数欄に「不服申立」という表記を用いた件数のみ記載している。） したがって、当該議事録は本件請求に係る公文書に該当しない。 なお、当該文書は平成29年12月25日付けで審査請求人から行われた別の公開請求に対し、平成30年1月30日付け大福祉第3632号により部分公開を行っている。</p>

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の 件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名、公開しないこととした部分及び公開しないこととした理由(不存在 の場合は保有していない理由)	(く) 審査請求日	(け) 審査請求人の主張
									(こ) 実施機関の主張
5	平成29年度 諮問受理第33号	平成30年 3月 30日付け大福 社第4644号	平成30年1月29日	H29.10.30付、 H29.11.17付市民 の声に対する H30.1.22付リハ セン所長回答に 係るC・B委員が 直接回答した 文書と、その決 裁・供覧のすべ て、こと に決定してくだ さい。	福祉局心身障 がい者リハビリ テーション センター相談 課	平成30年 2月 13日付け大福 社第3794号に よる部分公開 決定	【公文書の件名】 請求の、 が確認できる平成30年1月22日付け決裁の「市民からの申し出に対 する回答について」の決裁文書 【公開しないこととした部分】 個人氏名、住所 【上記の部分を開示しない理由】 大阪市情報公開条例第7条第1号に該当 (説明) 上記の情報については、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は 他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されるもの、又は特定の個人を 識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するお それがあるものであると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当 しないため。	平成30年2月22日	開示請求した内容( と )について、公開又は非公開決定と請求した文書の公開を求める。 公開請求は、両委員による回答について、文書による回答とその決裁を請求しているが、請求と異なる文書を公開して いる。  審査請求人は、両委員による回答について、文書による回答とその決裁を請求しているにもかかわらず、請求と異なる 文書を公開していると主張しているため、以下文書特定について説明する。 (き)欄に記載の公文書(以下「本件文書5」という。)にある平成30年1月22日のリハセン所長回答は、審査請求人 からあった審査委員への質問を審査部会が開催された際にB、C両委員に審査部会の事務局であるリハセン職員が口頭で確 認を行ない、両委員の回答をまとめた内容である。両委員からの回答は文書によるものではなかったが、本件文書5に は、B委員とC委員が回答した内容が記載されていることから、本件文書5を特定したことは本件請求5の主旨に沿うもの であると考え。 なお、実施機関は本件決定通知書の備考欄に「C・B両委員の口頭による回答を文書にしたものは、請求文言にある平成 30年1月22日付けリハセン所長による回答以外に存在しないことから、当決定を行っています。」と記載し、本件文書5 を特定した理由について説明を付している。

(注) 1 (え)欄及び(け)欄については、原則として審査請求人の記載のとおりとしている。  
2 (お)欄については、(か)欄に記載の決定時点における担当名としている。